

日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第15号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び復興財源確保法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、<u>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「防衛財源確保法」という。)第6条第15号《定義》に規定する防衛特別法人税確定申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</u></p> <p>(13)～(22) (省 略)</p> <p>(23) 庁主管課 <u>国税庁長官官房企画課又は国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</u></p> <p>(24) 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡</p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (同 左)</p> <p>(12) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び復興財源確保法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>(13)～(22) (同 左)</p> <p>(23) 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、<u>国税局徴収部管理運営課又は国税局調査査察部調査課をいう。</u></p> <p>(24) 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡</p>

改正後	改正前
<p>及び熊本国税局にあつては特別整理第一部門、金沢国税局にあつては<u>統括国税徴収官</u>)又は沖縄国税事務所<u>統括国税徴収官</u>をいう。</p> <p>(25) 局関係課 <u>国税局総務部企画課</u>又は<u>国税局課税第一部(札幌、金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)</u>課税総括課、個人課税課若しくは<u>資産課税課</u>又は<u>国税局課税第二部(札幌、金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)</u>法人課税課又は<u>国税局徴収部徴収課</u>又は<u>国税局調査査察部</u>(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所<u>総務課</u>、<u>課税総括課</u>、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>(26)～(28) (省 略)</p> <p>(29) 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、<u>防衛特別法人税</u>、<u>源泉所得税</u>、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>(30)～(34) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 相互協議の申立ての手續</p> <p>(1) 庁相互協議室は、3の相談を行った個人又は内国法人から、当該相談に係る事案の解決を目的として相互協議の申立て(日台民間租税取決め</p>	<p>及び熊本国税局にあつては特別整理第一部門、金沢国税局にあつては<u>特別整理部門</u>)又は沖縄国税事務所<u>特別整理部門</u>をいう。</p> <p>(25) 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは<u>資産課税課</u>、<u>国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)</u>法人課税課、<u>国税局徴収部管理運営課</u>若しくは<u>徴収課</u>、<u>国税局調査査察部</u>(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>(26)～(28) (同 左)</p> <p>(29) 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>(30)～(34) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 相互協議の申立ての手續</p> <p>(1) 庁相互協議室は、3の相談を行った個人又は内国法人から、当該相談に係る事案の解決を目的として相互協議の申立て(日台民間租税取決め</p>

改正後	改正前
<p>第 24 条の規定に基づく相互協議の申立てに相当するものをいう。以下同じ。)がなされた場合には、これを収受する。</p> <p>なお、当該申立ては、当該申立てを行う個人又は内国法人(以下「申立者」という。)が「相互協議申立書(台湾用)」(別紙様式 1)及び(2)に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、<u>国税電子申告・納税システム、郵便若しくは信書便又は庁相互協議室の受付への持参</u>(以下「e-Tax 等」という。)により、<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>また、当該申立てについては、当該相談に関する課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以内に行われるものとする。</p> <p>(注) 1・2 (省 略)</p> <p>(2) 添付資料</p> <p>「相互協議申立書(台湾用)」には、次に掲げる資料を添付する。</p> <p>イ 申立てが我が国又は台湾における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>資料</u>(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>資料</u>)</p> <p>ロ 申立てが我が国又は台湾における課税に係るものである場合において、申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、イに掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>資料</u>並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ～ホ (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>第 24 条の規定に基づく相互協議の申立てに相当するものをいう。以下同じ。)がなされた場合には、これを収受する。</p> <p>なお、当該申立ては、当該申立てを行う個人又は内国法人(以下「申立者」という。)が「相互協議申立書(台湾用)」(別紙様式 1)及び(2)に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>また、当該申立てについては、当該相談に関する課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以内に行われるものとする。</p> <p>(注) 1・2 (同 左)</p> <p>(2) 添付資料</p> <p>「相互協議申立書(台湾用)」には、次に掲げる資料を添付する。</p> <p>イ 申立てが我が国又は台湾における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>書面</u>(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>書面</u>)</p> <p>ロ 申立てが我が国又は台湾における課税に係るものである場合において、申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、イに掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した<u>書面</u>並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ～ホ (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>5～12 (省 略)</p> <p>13 解決に先立っての申立者の意向の確認等</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の解決案の内容が外国居住者等所得相互免除法第14条第1項又は第30条第1項に規定する国税庁長官の確認があるものとなる場合には、外国居住者等所得相互免除法施行規則第5条又は第15条の規定により準用される外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出を行う必要がある旨を、当該申立者に、(1)の確認に併せて説明する。</p> <p>なお、当該申出は、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」(別紙様式2)を、<u>e-Tax等により</u>、<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>14・15 (省 略)</p> <p>16 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 相互協議の申立ての取下げは、「相互協議申立ての取下書(台湾用)」(別紙様式5)を、<u>e-Tax等により</u>、<u>庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(注) (省 略)</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>	<p>5～12 (同 左)</p> <p>13 解決に先立っての申立者の意向の確認等</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の解決案の内容が外国居住者等所得相互免除法第14条第1項又は第30条第1項に規定する国税庁長官の確認があるものとなる場合には、外国居住者等所得相互免除法施行規則第5条又は第15条の規定により準用される外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出を行う必要がある旨を、当該申立者に、(1)の確認に併せて説明する。</p> <p>なお、当該申出は、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」(別紙様式2)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>14・15 (同 左)</p> <p>16 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 相互協議の申立ての取下げは、「相互協議申立ての取下書(台湾用)」(別紙様式5)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) (同 左)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>17 (省 略)</p> <p>第3 台湾の権限のある機関からの申入れに係る相互協議</p> <p>18・19 (省 略)</p> <p>20 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続 (1)・(2) (省 略) (3) (1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人が4(1)の相互協議の申立てを行わないときは、<u>庁相互協議室は、当該居住者又は内国法人に相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出等について協力を求める。また、庁相互協議室は、19(1)イ及びトに掲げる事項並びに当該居住者又は内国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる年分又は事業年度、課税が行われた年月日を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は19(2)及び(3)、24並びに26から28までに定めるところによる。</u></p> <p>21～26 (省 略)</p> <p>27 相互協議の終了 (1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、台湾の権限のある機関に、相互協議の終了を申し入れる。 イ (省 略) (削 除)</p>	<p>17 (同 左)</p> <p>第3 台湾の権限のある機関からの申入れに係る相互協議</p> <p>18・19 (同 左)</p> <p>20 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続 (1)・(2) (同 左) (3) (1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人が4(1)の相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は<u>27に定めるところによる。</u></p> <p>21～26 (同 左)</p> <p>27 相互協議の終了 (1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、台湾の権限のある機関に、相互協議の終了を申し入れる。 イ (同 左) <u>ロ 20(1)の確認を行った場合において、居住者又は内国法人が、4(1)の相互協議の申立てを行わないとき。</u></p>

改正後	改正前
<p>ロ 21(1)の確認を行った場合において、内国法人が、4(1)の相互協議の申立て又は事前確認の申出を行わないとき。</p> <p>ハ 22(1)の確認を行った場合において、台湾居住者等が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないとき。</p> <p>ニ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)に該当するとき。</p> <p>ホ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ヘ 我が国又は台湾における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>ト 25(1)の説明を行った場合において、台湾居住者等が「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出しないとき。</p> <p>チ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、22(1)に定める事前確認の申出の内容と台湾の権限のある機関に対して行われた当該申出に相当するものの内容との間に当該相互協議に係る事案の解決に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められるとき。</p> <p>リ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>28 (省 略)</p>	<p>ハ 21(1)の確認を行った場合において、内国法人が、4(1)の相互協議の申立て又は事前確認の申出を行わないとき。</p> <p>ニ 22(1)の確認を行った場合において、台湾居住者等が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないとき。</p> <p>ホ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)に該当するとき。</p> <p>ヘ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ト 我が国又は台湾における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>チ 25(1)の説明を行った場合において、台湾居住者等が「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出しないとき。</p> <p>リ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、22(1)に定める事前確認の申出の内容と台湾の権限のある機関に対して行われた当該申出に相当するものの内容との間に当該相互協議に係る事案の解決に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められるとき。</p> <p>ヌ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p> <p>28 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>29～31 (省 略)</p> <p>第5 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p> <p>32 納税の猶予</p> <p>(1) 次に掲げる場合において、外国居住者等所得相互免除法第36条又は第37条の規定に基づき、所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下32において同じ。)は、当該課税に係る租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同法第66条の4第27項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として外国</p>	<p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>29～31 (同 左)</p> <p>第5 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p> <p>32 納税の猶予</p> <p>(1) 次に掲げる場合において、外国居住者等所得相互免除法第36条又は第37条の規定に基づき、所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下32において同じ。)は、当該課税に係る租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同法第66条の4第27項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として外国</p>

改正後	改正前
<p>居住者等所得相互免除法施行令第30条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第31条第1項《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》に定めるところにより計算した金額を限度として、当該課税に係る納税の猶予を受けようとする個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>(注) 32の取扱いは、復興財源確保法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合又は防衛財源確保法第43条第21項《防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、外国居住者等所得相互免除法第36条及び第37条第2項の規定が、防衛財源確保法第43条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 申請手続</p> <p>イ 申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人をいう。以下32において同じ。)は、<u>e-Tax等により、所轄税務署長に、納税の猶予に係る所得税等その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書(台湾用)」(別紙様式6-1)及び(4)に掲げる添付書類を提出するとともに、併せて(5)及び(6)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</u></p>	<p>居住者等所得相互免除法施行令第30条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第31条第1項《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》に定めるところにより計算した金額を限度として、当該課税に係る納税の猶予を受けようとする個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</p> <p>イ～ハ (同 左)</p> <p>(注) 32の取扱いは、復興財源確保法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合においても適用する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 申請手続</p> <p>イ 申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人をいう。以下32において同じ。)は、所轄税務署長に、納税の猶予に係る所得税等その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書(台湾用)」(別紙様式6-1) <u>2部(正本及びその写し)、(4)に掲げる添付書類2部</u>を提出するとともに、併せて(5)及び(6)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 <u>書面による提出の場合は、「納税の猶予申請書(台湾用)」</u> <u>2部(正本及びその写し)及び(4)に掲げる添付書類2部を</u> <u>提出する。</u></p> <p>2 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る所得税等について租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号又は第66条の4第27項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければできないことに留意する。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(4) 添付書類 「納税の猶予申請書(台湾用)」には、次の書類を添付する。 イ～ハ (省 略)</p> <p>(5)～(8) (省 略)</p> <p>(9) 納税の猶予の対象となる額の連絡 イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって個人又は法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(個人担当部門においては、局個人課税課(国税局課税第一部(札幌、金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)個人課税課及び沖縄国税事務所個人課税課をいう。以下同じ。)経由、法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(札幌、金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)経由)に通知する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る所得税等について租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号又は第66条の4第27項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければできないことに留意する。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(4) 添付書類 「納税の猶予申請書(台湾用)」には、次の書類各2部を添付する。 イ～ハ (同 左)</p> <p>(5)～(8) (同 左)</p> <p>(9) 納税の猶予の対象となる額の連絡 イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって個人又は法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(個人担当部門においては、局個人課税課(国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)個人課税課及び沖縄国税事務所個人課税課をいう。以下同じ。)経由、法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)経由)に通知する。</p>

改正後	改正前
<p>口～二 (省略)</p> <p>(10)～(17) (省略)</p> <p>33 (省略)</p>	<p>口～二 (同左)</p> <p>(10)～(17) (同左)</p> <p>33 (同左)</p>